

京都府流域下水道事業経営審議会 第4回財政部会 資料



令和5年8月21日

目次

- 1 令和4年度決算の見通しについて**
- 2 資本金の額の減少について**

1 令和4年度決算の見通しについて

令和4年度流域下水道事業会計決算の見通し

収益的収支 194百万円の黒字 [令和元年度の公営企業会計導入以降初の黒字]

〔収益的収支（税抜）〕

（単位：百万円）

項目	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	差 (A)-(B)
① 収益的収入	14,359	12,039	2,320
市町負担金	6,139	5,447	692
他会計補助金	1,305	585	720
長期前受金戻入	5,435	5,974	△ 539
その他	26	33	△ 7
特別利益	1,454	0	1,454
② 収益的支出	14,165	13,135	1,030
人件費	212	208	4
維持管理費	6,016	5,684	332
減価償却費	6,585	6,463	122
資産減耗費	49	399	△ 350
営業外費用	352	381	△ 29
特別損失	951	0	951
③ 収益的収支差引 ①-②	194	△ 1,096	1,290

①収益的収入：対前年度比19.3%増の143億59百万円

主な要因

市町負担金：会計処理の見直しによる増
 他会計補助金：会計処理の見直しによる一般会計繰入金の増
 長期前受金戻入：資産減耗費の減による減
 特別利益：会計処理の見直しに伴う過年度損益修正益

②収益的支出：対前年度比7.8%増の141億65百万円

主な要因

維持管理費：電気料金値上げによる動力費の増
 特別損失：開始貸借対照表の修正に伴う過年度損益修正損

（注）維持管理費：委託料、修繕費、動力費、薬品費等の合計額

会計処理の見直しの概要について①

1 一般会計繰入金及び市町負担金の計上見直しについて

- ・令和元年度の公営企業会計への移行に伴い、減価償却費を計上することとなり、これに対応する収入が不足していることによって収益的収支に赤字が発生
- ・収益的収支における令和元年～3年度決算の累積欠損金は約30億円と増加
- ・令和4年度から会計処理の見直しを適用
- ・令和4年度末時点での累積欠損金は29億4千6百万円となっている。

[参考]収益的収支(3条)決算

(単位:百万円)

区分	令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	累計
収入 A	16,666	12,641	12,039	14,359	55,705
支出 B	18,075	13,276	13,135	14,165	58,651
差引 C(A-B)	△ 1,409	△ 635	△ 1,096	+ 194	△ 2,946

※消費税及び地方消費税を控除した額である。

↑令和4年度から
会計処理の見直しを適用

会計処理の見直しの概要について②

変更前 (R元~R3)		
(収入)		(支出)
収益的 収支	一般会計繰入金① (高度処理等)	維持管理費
	市町負担金① (維持管理負担金)	
	長期前受金戻入	減価償却費
	赤字要因 収入不足	
資本的 収支	建設負担金	建設改良費
	企業債	
	国庫補助金	
	負担金 市町負担金② (資本費)	企業債償還金
	出資金 (資本金) 一般会計繰入金②	

会計処理の見直しの概要について③

2 令和4年度から適用した計上見直しの内容等（別添、会計処理の変更イメージ図参照）

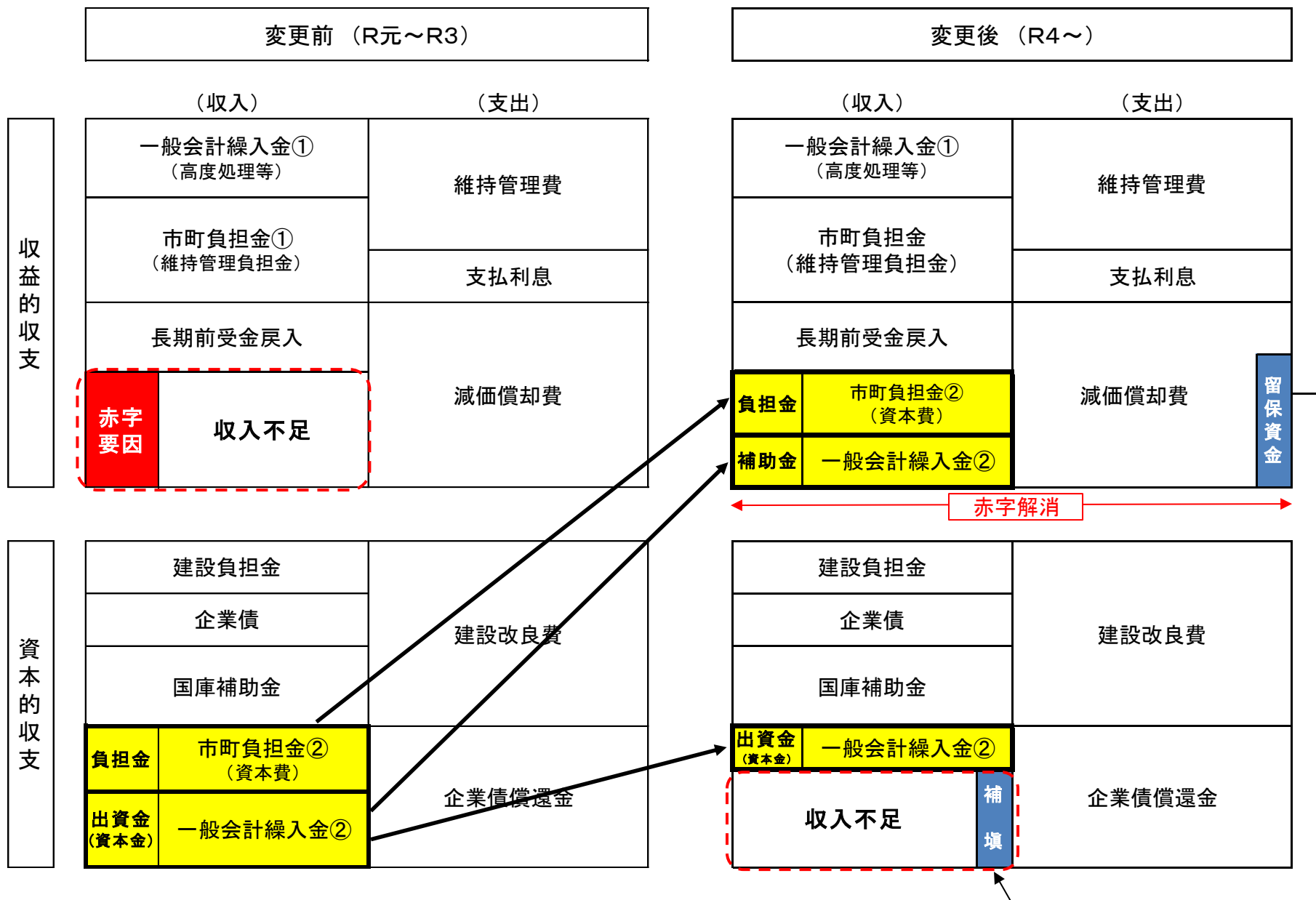
- ・ 資本的収支に出資金として計上していた一般会計繰入金を、収益的収支の営業外収益（他会計補助金）に計上
- ・ 資本的収支に計上していた資本費に係る「市町負担金」を、収益的収支の営業収益に計上

→ 収益的収支と資本的収支との間での変更であって、トータルでの資金収支には変更がないことから、市町負担金の負担増となるものではない。

- ・ 収益的収支の補助金に計上する一般会計繰入金については、減価償却費の額（長期前受金戻入を除く）までとし、それ以外は従来どおり資本的収支の出資金に計上

→ 一般会計繰入金と減価償却費の額に大きな差が生じることで、損益計算に影響（黒字化）が生じないように、収益的収支に計上する一般会計繰入金の範囲を限定

会計処理の変更イメージ図



会計処理の変更イメージ（令和4年度決算の場合）

【見直し前】※特別利益・特別損失を除く。

①収益的収支（3条）（単位：百万円）

令和4年度	
収入（A）	11,714
営業収益	5,729
営業外収益	5,985
他会計補助金	546
長期前受金戻入	5,435
雑収益	4
支出（B）	13,213
営業費用	12,861
減価償却費	6,585
営業外費用	352
A - B	△ 1,499

②資本的収支（4条）

令和4年度	
収入（A）	11,002
企業債	4,439
出資金	845
建設費負担金	1,264
市町負担金（資本費）	432
補助金	4,022
支出（B）	10,620
建設改良費	6,454
企業債償還金	4,116
国庫補助金返還金	50
A - B	382

長期前受金戻入（国庫補助金、建設費負担金等）と減価償却費との差額△1,150百万円が収入不足

【見直し後】※特別利益・特別損失を除く。

①収益的収支（3条）（単位：百万円）

令和4年度	
収入（A）	12,905
営業収益	6,161
営業外収益	6,744
他会計補助金	1,305
長期前受金戻入	5,435
雑収益	4
支出（B）	13,213
営業費用	12,861
減価償却費	6,585
営業外費用	352
A - B	△ 308

②資本的収支（4条）

令和4年度	
収入（A）	9,811
企業債	4,439
出資金	86
建設費負担金	1,264
市町負担金（資本費）	0
補助金	4,022
支出（B）	10,620
建設改良費	6,454
企業債償還金	4,116
国庫補助金返還金	50
A - B	△ 809

減価償却費の収入不足による赤字解消

内部留保資金として充当

+ 1,191

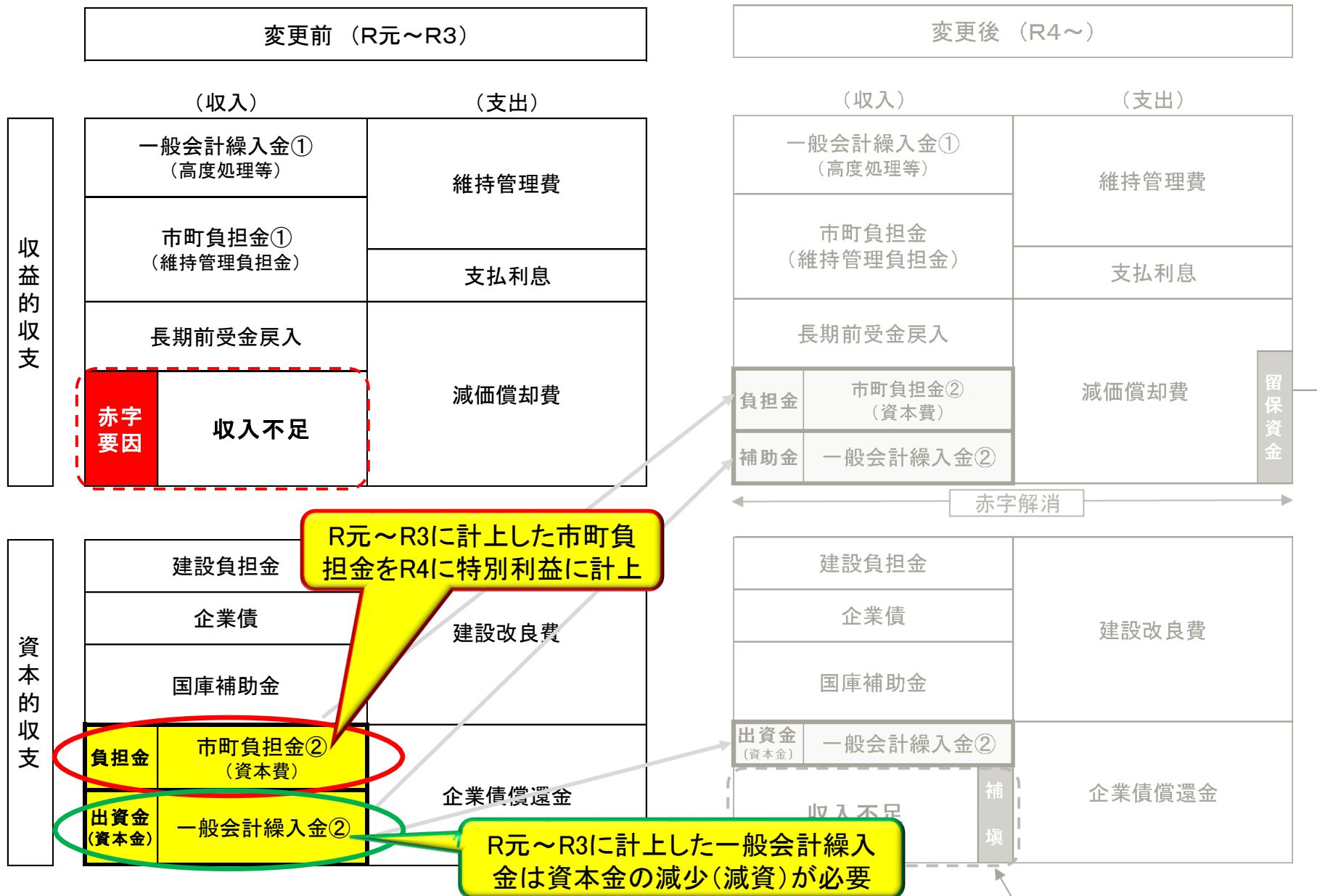
△ 759

△ 432

3 令和元～3年度に資本的収支に計上した一般会計繰入金と市町負担金について

- 令和元年度から令和3年度までに資本的収入に計上した一般会計繰入金と資本費に係る市町負担金は、それぞれ「資本金(資本)」、「長期前受金(負債)」に計上されたままとなっているため手続きが必要
- 資本費に係る市町負担金（長期前受金）については、令和4年度に特別利益として収益化
- 一般会計繰入金（資本金）により累積欠損金を解消するためには、資本金の額の減少（減資）が必要

会計処理の変更イメージ図



2 資本金の額の減少について

今後の流域下水道事業の収支見通し

- ・ 会計処理を見直したことで、減価償却費に対応する収入不足による赤字を解消
- ・ 収入である市町維持管理負担金の算定は、過不足を翌年度に精算する仕組みのため、
今後は収支を均衡する見込み

→ 今後の黒字により累積欠損金を解消できる見込みはない。

市町維持管理負担金の仕組み

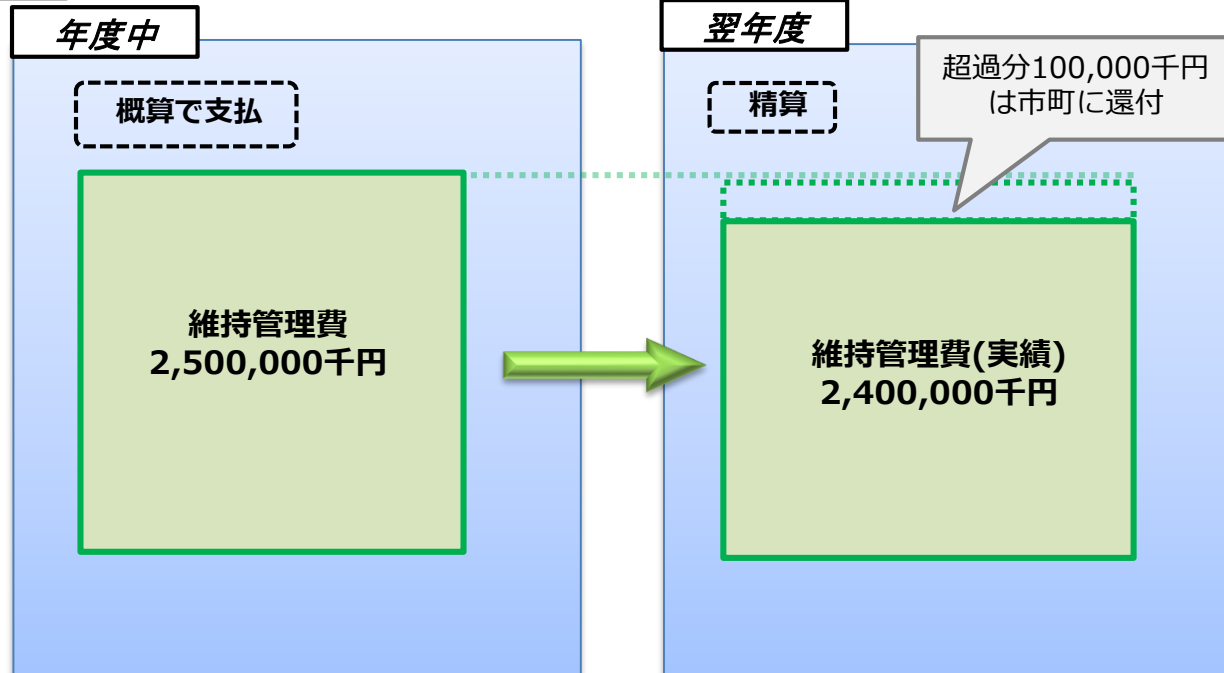
維持管理費（委託費・動力費・人件費等の運営経費）はかかった経費を市町が維持管理負担金として負担

市町維持管理負担金精算の仕組み

【維持管理負担金の負担方法】

- 年度中は概算で支払
- 翌年に費用の実績額に応じて精算

金額例



資本金の額の減少（減資）について①

1 減資の理由

- ・ 市町維持管理負担金は精算する仕組みとなっていることから、今後の黒字により累積欠損金を解消できる見込みがない。
- ・ 令和元～3年度に資本的収入の資本金に計上した一般会計繰入金については、減資が必要

2 減資の内容

地方公営企業法第32条第4項に基づき、令和4年度末時点での累積欠損金と同額を減資し、累積欠損金を解消

3 減資する額

2,945,706,320円（令和4年度末時点での累積欠損金）

資本金の額の減少（減資）について②

4 減資の効果

- ・ 会計処理の見直しに合わせて、減資により累積欠損金を解消することで、今後の決算で流域下水道事業の正確な経営状況を示し、より経営の透明性を高めることが可能
- ・ 今後、累積欠損金を解消するための費用を市町や府に求めないことを明確にするため。

5 減資による事業運営への影響

今回の減資は現金の支出を伴うものではないため、直接資金繰りなどの事業運営に支障が生じるものではありません。

6 今後の予定

令和4年度の決算認定の議案と併せて、京都府議会へ減資の議案を提出

◆地方公営企業法（抜粋）
（剰余金の処分等）

第三十二条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。

◆地方公営企業法施行規則第21条第3項（抜粋）

3 企業債（償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債に限る。）の元金の償還に要する資金に充てるため、一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合においては、当該繰入金額について、前二項に規定する補助金等の例により整理するものとする。ただし、各事業年度における当該償却資産の減価償却額と当該一般会計又は他の特別会計からの繰入金額との差額が重要でないときは、この限りでない。

◆地方公営企業会計制度等研究会報告書（H21.12.24）抜粋

建設改良費に充てた企業債に係る元利償還金に対する繰入金は、資金を受け入れた時点は異なるものの、その趣旨は固定資産取得に係る補助金等に準じたものと考えられるため、長期前受金として整理し、減価償却に伴って収益化することが適当と考えられる。

ただし、元利償還に係る繰入は、長期間にわたり分割して行われ、必要に応じ資本費平準化債の発行も行われることから、毎年の元金償還に係る繰入額と減価償却費の乖離が大きくない地方公営企業については、あえて負債計上及び収益化の手続きをとる必要性は相対的に低いものと考えられる。

<中略>

これらを考え合わせると、毎年の元金償還に係る繰入額と減価償却の乖離が大きくない地方公営企業については、建設改良費等企業債償還に係る元利償還金に対する繰入金は全額その年度に収益として計上できることとする等、重要性の原則を踏まえ、経理上の実務負担も考慮した会計処理を認めることが適当である。